

## 第9期（R6～8）介護保険事業計画 素案 について

### 1. 記載すべき内容

介護保険法第117条で厚労大臣が定める「基本指針」に基づき策定するよう定められています。「基本指針」で必ず記載するよう定められている事項は以下の内容です。

#### （1）必須記載事項（必ず記載しなければならない事項）

- ①日常生活圏域→第3章で記載
- ②自立した日常生活の支援、介護予防、介護給付適正化の取り組み内容・目標  
→第3、4章で記載
- ③各年度の介護給付費、地域支援事業のサービス別の推計→第5章で記載  
※③に基づき65歳以上（1号被保険者）の保険料を算定

### 2. 本計画での構成・概要

#### ○ 第1章 計画策定の基本的な考え方（P1～4）

計画策定の趣旨、法的な位置づけ、他計画との関係、国の制度改正などの計画策定の基本的な考え方を説明しています。

#### ○ 第2章 見附市の現状と課題（P5～53）

各種データや調査結果から、見附市の現状と課題を分析しています。

- ・高齢者の現状（高齢者人口、高齢者世帯、認知症高齢者数、疾病、医療費）
- ・認定者の現状（認定者数・率、新規申請理由、改善・悪化の状況）
- ・介護給付費等の状況
- ・各種調査結果の概要

- ・高齢者人口、単身・高齢者(世帯)が、年々増加。
- ・要介護認定者は、高齢化に伴い、年々増加。  
認定率 17.9% (R5 年度実績) で県内でも低位。それに伴い給付費も低く抑えられている。
- ・在宅介護の継続には、頻回な声掛け、見守り支援サービスが有効。  
また軽度認定者においては、認知症状への対応や外出への付き添い等に不安を感じている方が多い。

#### ○ 第3章 基本的施策の方針と目標（P55～61）

理念、方針、目標などの施策の方向性を説明しています。

8期理念を継承します。

- ・基本理念「スマートウェルネスみつけ」、基本方針「地域包括ケアシステムの構築」
- ・地域包括ケアシステムの推進、活力ある元気高齢者の活動支援、高齢者が安心して暮らせる環境整備、介護保険事業の適正化に向けて取り組んでいく。

○第4章 施策の展開

在宅サービス、介護予防等の施策（実績・計画値、取組内容）の展開を説明しています。

○ 第5章 介護保険サービス等の見込みと介護保険料推計（P107～119）

高齢者人口、認定者数、介護保険の費用を推計し、第1号被保険者の保険料を算定しています。また、市内の介護サービスの整備状況を説明しています。

- ・高齢者、要介護認定者、事業費は実績踏襲型で増加が見込まれる。
- ・1号被保険者の保険料（基準額／月）は**5,900円（介護保険準備基金を充当します）**
- ・居宅介護支援事業書所が1か所減になります。
- ・通所介護の定員が10名増になります。

○第6章 計画実現のために

市民、運営協議会委員、介護・医療関係者と共に現状と課題を共有し、施策の改善へと繋げていくことを説明しています。